

令和 2 年 5 月 1 4 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書

(第 1 回 臨 時 会)

廿 日 市 市

第 2 回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 6 号	専決処分につき承認を求めることについて	3
報告第 7 号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第 8 号	専決処分につき承認を求めることについて	7
報告第 9 号	専決処分につき承認を求めることについて	9
報告第 10号	専決処分につき承認を求めることについて	11
報告第 14号	専決処分事項の報告について	13

(報告第5号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が令和2年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 市民税

給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とすることとした。

(2) 固定資産税

ア 相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとした。

イ 土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに申告書を市長に提出しなければならないこととした。

(3) 市たばこ税

卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用

品又は機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件について、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用することとした。

(4) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(5) 施行期日

令和2年4月1日

3 専決処分年月日

令和2年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第6号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

3 専決処分年月日

令和2年3月31日

4 根拠法令

報告第5号説明書に同じ。

(報告第7号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例)

(高齢介護課)

1 専決処分した理由

介護保険法施行令の一部が改正され、介護保険料に係る改正規定が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市介護保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

第1号被保険者のうち第1段階から第3段階までの被保険者について、令和2年度の保険料率を次のとおり改正することとした。

保険料段階	改正前		改正後	
	月額	年額	月額	年額
第1段階	2,062円	24,742円	1,650円	19,794円
第2段階	2,997円	35,959円	2,309円	27,711円
第3段階	3,986円	47,835円	3,849円	46,186円

3 施行期日

令和2年4月1日

4 専決処分年月日

令和2年3月30日

5 根拠法令

報告第5号説明書に同じ。

(報告第8号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

新型コロナウイルス感染症について、国内の感染拡大防止の観点から、感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して、次のとおり傷病手当金を支給することとした。

ア 対象者

給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したもの又は発熱等の症状があり感染が疑われるもので療養のため労務に服することができないもの

イ 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。ただし、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

ウ 支給額

1日につき、直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額

(2) 施行期日

令和2年4月1日

3 専決処分年月日

令和2年4月1日

4 根拠法令

報告第5号説明書に同じ。

(報告第9号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	基礎課税額	610,000円	630,000円
	介護納付金課税額	160,000円	170,000円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減判定所得	基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減判定所得	基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

- (3) 施行期日

令和2年4月1日

3 専決処分年月日

令和2年3月31日

4 根拠法令

報告第5号説明書に同じ。

(報告第10号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、傷病手当金に係る改正規定が令和2年5月1日から施行されたことに伴い、廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症において、広島県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に係る申請書の受付を行うこととした。

(2) 施行期日

令和2年5月1日

3 専決処分年月日

令和2年4月24日

4 根拠法令

報告第5号説明書に同じ。

(報告第 1 4 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 2 年 3 月 2 7 日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市大野地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車の左前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 5 , 4 6 4 円

3 専決処分年月日

令和 2 年 4 月 2 7 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。